



電波中継塔

『下総光テレビ中継局』
光スポーツ公園南側に建設されたテレビ電波中継塔は「下総光テレビ中継局」と名称が決まりました。
現在、空港公園で開局準備を進めています。開局は平成7年3月頃になる見込みです。
なお、開局にあたっての受信方法については、後日お知らせします。

『自分ひとりの体ではありません!!』

町内で若者の死亡事故が多発しています。
交通事故は、当事者にとっても、また家族にとっても悲惨な結果となります。ちょっとした注意が大きな事故を防ぎます。ハンドルを握る時は、今一度気持をひきしめて不幸な事故にあわないよう注意しましょう。

クラッシュ
多発!
交通事故



あなたが自分や家族の病気やけがなどにより支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

● 医療費控除額の計算方法

その年中に支払った医療費	-	保険などで補てんされる額	=	A
A	-	10万円または所得の5% (どちらが小さい額)	=	医療費控除額 (最高200万円)

(注)医療費控除により軽減される税額は、その人に適用される税率により異なります。

● 医療費とは…

医療費控除の対象となる医療費とは、次の(1)や(2)のようなものをいいます。

(1)次のもののうち、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額

- ①医師、歯科医師による診療代、治療代
- ②治療、療養のための医薬品の購入費
- ③病院や診療所、老人保健施設又は助産所に収容されるための費用
- ④あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術費
- ⑤保健婦や看護婦、准看護婦、特に依頼した人に支払った療養（在宅療養を含みます。）上の世話の費用
- ⑥助産婦による分べんの介助料

(2)次のような費用で、診療や治療などを受けるために直接必要なもの

- ①通院費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療用器具の購入代や賃借料の費用で、通常必要なもの
- ②義手、義足、松葉づえ、補聴器、義歯などの購入の費用
- ③6か月以上寝たきり状態でおむつの使用が必要であると医師が認めた人のおむつ代（医師が発行した「おむつ使用証明書」と、その証明書をもちらった日以後に支出したおむつ代の領収書が必要です。）

● 次のような費用は医療費になりません

- ① 医師等に対する謝礼
- ② 健康診断や美容整形の費用
- ③ 疾病予防や健康増進などのための医薬品や健康食品の購入費
- ④ 親族に支払う療養上の世話の費用
- ⑤ 治療を受けるために直接必要としない近視、遠視のためのメガネや補聴器等の購入費
- ⑥ 通院のための自家用車のガソリン代、分べんのため実家へ帰る交通費

ご注意ください

- (1)医療費控除を受けるためには、医師などの領収書等を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。
- (2)医療費は実際に支払ったものに限りて控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象になります。
- (3)医療費を補てんする保険金等には、①社会保険などから支給を受ける療養費、分べん費などのほか、②医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金などがあります。